

第2期澁川市教育振興大綱

平成30年2月
澁川市

目 次

第 1	大綱策定の趣旨	1
第 2	大綱の期間	1
第 3	大綱の位置付け	1
第 4	大綱の目的	1
第 5	大綱の方針	2
第 6	大綱の体系	2
第 7	方針ごとの取組	3
第 8	今後の取組	5

第1 大綱策定の趣旨

平成27年4月に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」により、各地方公共団体の長は、教育基本法に基づき策定される国の第2期教育振興基本計画における基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされました。

渋川市においては、平成27年12月に「渋川市教育振興大綱」を策定し、本市の目指すべき教育の実現に取り組んできたところですが、現行の「渋川市教育振興大綱」の対象期間が平成29年度末をもって終了することから、近年の社会情勢の変化や教育を取り巻く社会の動向等を踏まえ、本市の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、「第2期渋川市教育振興大綱」（以下「大綱」という。）を策定するものです。

第2 大綱の期間

大綱が参酌すべき国が定める教育振興基本計画は対象期間が5年であり、第2次渋川市総合計画（前期基本計画）も平成30年度から34年度までを計画期間としています。このため、国の次期教育振興基本計画や第2次渋川市総合計画（前期基本計画）との整合性を踏まえ、今回策定した大綱は平成30年度から34年度までの5年間を期間とします。

第3 大綱の位置付け

大綱は、教育基本法に基づき策定される国の第2期教育振興基本計画及び第3期教育振興基本計画の基本的な方針を参酌するとともに、第2次渋川市総合計画との整合性を保ちながら、本市の目指すべき教育の実現を図ります。

第4 大綱の目的

大綱は、本市の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るために策定したもので、本市の目指すべき教育を実現することを目的とし、「ふるさとしぶかわ」に生きるだれもが教育を基本とした政策、施策、各取組を通じて、お互いを尊重し合い、学びつつ、充実した毎日を送ることができることを目指すものです。

本市の目指すべき教育は次のとおりです。

学び合い、励まし合い、ともに生きる
「教育都市渋川」を目指して

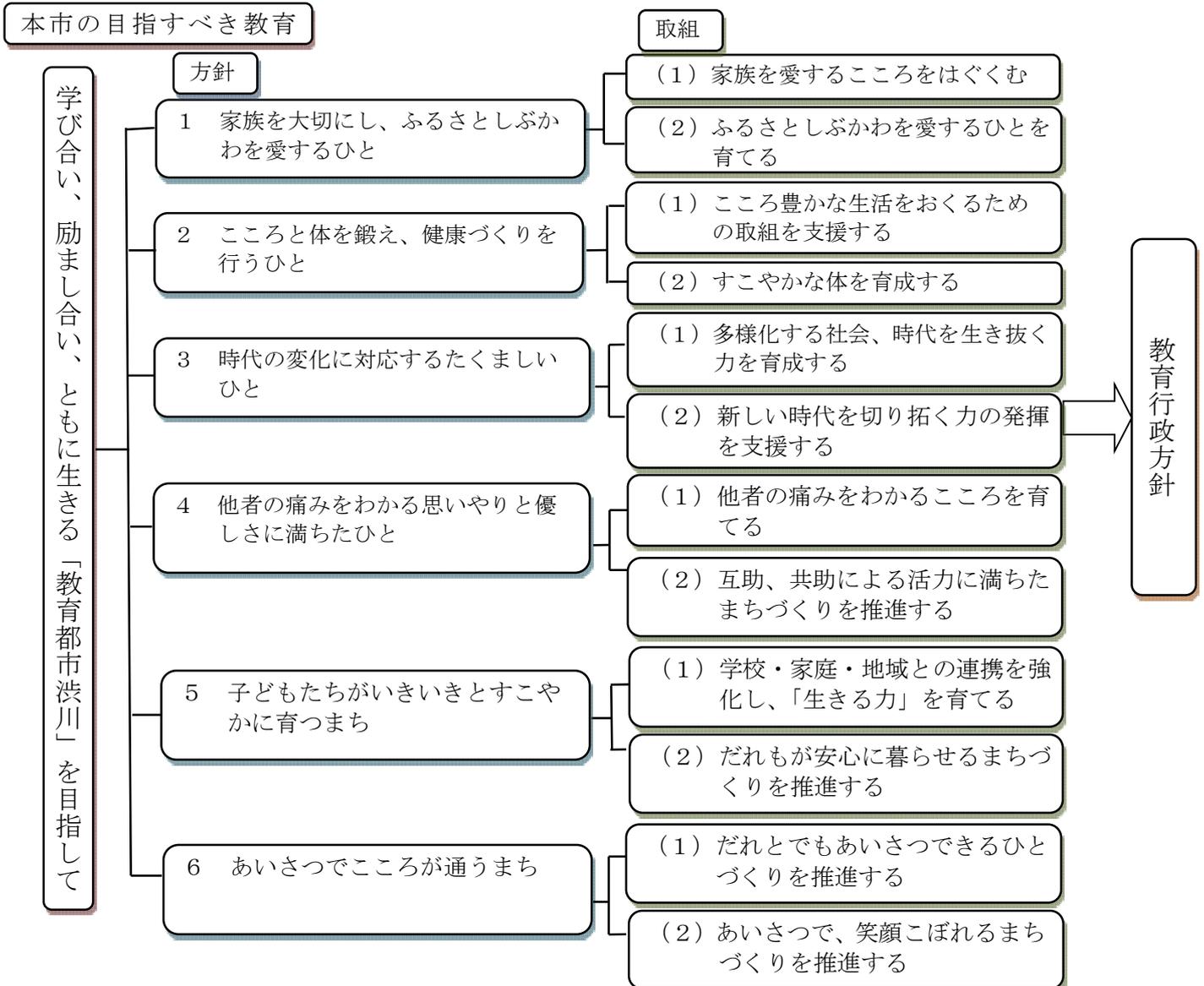
第5 大綱の方針

大綱には目的を実現するための6つの方針があります。

- 1 家族を大切にし、ふるさとしぶかわを愛するひと
- 2 ころと体を鍛え、健康づくりを行うひと
- 3 時代の変化に対応するたくましいひと
- 4 他者の痛みをわかる思いやりと優しさに満ちたひと
- 5 子どもたちがいきいきとすこやかに育つまち
- 6 あいさつでころが通うまち

第6 大綱の体系

教育行政の効果的な推進を図るため次のような体系とします。



第7 方針ごとの取組

大綱に掲げた6つの方針を実現させるため、方針ごとの取組を実施します。

1 家族を大切にし、ふるさとしぶかわを愛するひと

(1) 家族を愛するところをはぐくむ

家族の絆を結ぶ家庭教育は教育の基本ともいえます。「家族の和を大切に思いやりの心を広げます」と規定した「渋川市民憲章」の精神を尊重し、家族を愛するところをはぐくみます。

また、家族を持つことの意義、意味を大切にす取組を支援します。

(2) ふるさとしぶかわを愛するひとを育てる

地域への積極的な参加を促し、伝統文化にふれつつ、先人から託された、伝統文化の継承、育成を通じて、ふるさとしぶかわを誇りに思い、愛するひとを育てます。

また、本市の魅力を実感できる体験、学習機会の充実により、新たなふるさとの魅力づくりを推進するとともに、こうした活動を支援します。

2 こころと体を鍛え、健康づくりを行うひと

(1) こころ豊かな生活をおくるための取組を支援する

近年増加傾向にある「こころの病」については、自分自身に向き合うとともに、他者の心身をいたわることが必要なことから、こうした活動を支援します。

また、専門家などとの連携によりきめ細かな対応に努めます。

(2) すこやかな体を育成する

健康づくりをひとつづくりの基本としてとらえ、食育をはじめとした健康教育の充実を図るとともに、運動やスポーツへの活動意欲の喚起を促します。

3 時代の変化に対応するたくましいひと

(1) 多様化する社会、時代を生き抜く力を育成する

変化のはげしい社会を生き抜く人材の育成を図ります。この中で、厳しい社会を生き抜く、国家社会の形成者としての資質が備えられるようなカリキュラム、活動の場を積極的に導入し、生きる力や課題探求能力の育成に努めます。

また、国際化した社会、多文化共生社会を生き抜くためのICTの活用を支援します。

(2) 新しい時代を切り拓く力の発揮を支援する

積極的に自己研鑽を重ねているひとや、既に活動の場を広げているひとが更に活躍し、社会に貢献するための支援に努めます。

また、グローバル化、多種多様化した社会を生き抜くひとの活動を支援するとともに、活動の成果を市民へ還元できる仕組みづくりを進めます。

4 他者の痛みをわかる思いやりと優しさに満ちたひと

(1) 他者の痛みをわかるころを育てる

ひとの痛みをわかる思いやりと、ひとの喜びを分かち合える優しさに満ちた人材の育成に努めます。

また、常にだれもが同じ社会の構成者であるとの認識を持ち、常日頃から、他者を思いやる気持ちをはぐくむころの育成、だれもが同じ教育を受けられるための支援、合わせて特別支援教育の充実に努めます。

(2) 互助、共助による活力に満ちたまちづくりを推進する

だれもが安らぎに満ちた生活が送れるとともに、特に障害等により、日常生活に介助、支援が必要なひととも、日頃のふれあいを通じた、互助、共助による活力に満ちたまちづくりを推進します。

また、いつまでも学び続けたいひと、学びたいと思うひとの就学、学習を支援します。

5 子どもたちがいきいきとすこやかに育つまち

(1) 学校・家庭・地域との連携を強化し、「生きる力」を育てる

学校・家庭・地域の連携を強化し、子どもたち一人一人の「生きる力」を育てるとともに、主体性に着目した活動や地域の特色・文化を活かした活動を推進します。

(2) だれもが安心して暮らせるまちづくりを推進する

だれもが安全に、そして安心して教育を受け、また、生涯にわたって学習できる環境とこどもの安全を確保するために、「こども安全協力の家」の設置など市民の自主的な活動を支援します。

また、だれにでも充実した学びを提供できるまちづくりを総合的かつ計画的に推進します。

6 あいさつでところが通うまち

- (1) だれとでもあいさつできるひとづくりを推進する
人間関係を円滑にし、だれとでも仲良くなれるためにはあいさつが必要です。日常の基本であるあいさつをだれとでもできるひとづくり、人間関係づくりを推進します。
- (2) あいさつで、笑顔こぼれるまちづくりを推進する
あいさつを通じ、世代性別を超えだれとでも仲良くなることで、地域の輪を広げ、お互いに認め合うまち、お互いを尊重し合うまちづくりを推進します。

第8 今後の取組

大綱は、本市の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、各個別施策、事業を登載したものではありません。このため、大綱の目的である、本市の目指すべき教育を実現するための取組が必要となります。

こうしたことから、この大綱の目的を踏まえ、教育委員会では毎年度、教育行政方針を策定、公表し、点検・評価を行うことで、教育に関する各種施策、事業を推進していきます。

また、市長部局では、教育委員会との連携を深め、大綱の進行管理を行うとともに、各事業を推進していきます。